

韓国語教育のグローバル化の現状

趙 承 勳*

Globalization of Korean Language education

CHO Seunghoon

世界の中の韓国語教育とえば、海外に住んでいる約730万人の在外韓国人に対する母国語あるいは民族語としての韓国語教育と、韓国内及び世界の各地域に住んでいる外国人を対象とする韓国語教育に分けて考えることができる。本稿では、海外における韓国語教育の特徴を追究するとともに、「SEJONG 学堂」を中心に韓国語教育機関の共同ブランド化の推進過程を分析し、今後の韓国語教育のグローバル化とその展望を考察した。韓国政府は韓国語教育施設の名称を「SEJONG 学堂」に統一し、国家競争力を高めるために韓国語教育のグローバル化に力点を置いてきた。世界各地の「SEJONG 学堂」の総数は2012年の90箇所から2016年には200箇所にまで増加する見込みである。本稿では、韓国語教育のグローバル化の意義を、国家競争力を強化させるという商品扱いではなく、韓国が国際社会の平和と進歩を担う一員として新しい地位を築くことに貢献できる現象として捉えている。

キーワード：韓国語教育、韓国語普及、世宗（SEJONG）学堂、グローバル化

1. はじめに

フランスをはじめ、自国語の海外普及に熱心に取り組んでいる国には、自国の文化や言語を知ってもらうことが、戦争抑止、世界の平和と協力につながるという考え方がある。日本は第2次世界大戦前、戦中期の海外での半ば強制的な日本語教育の歴史を持ち、そのため戦後しばらくは日本語普及活動を自粛していた¹⁾。その後高度経済成長を成し遂げるにつれ、世界における日本語の普及が平和的な国際貢献の一つの方法であるとして積極的に推進し、1980年代以後、世界中で日本語学習者が急増した。韓国は中国や日本から比較すれば人口5000万の小国であるが、近年、その経済力と技術力で世界に確実な地位を築き、かつての日本と同様、自国語を広く普及させることが国力を示す指標であり、民族の誇りでもあり、なお平和的な国際貢献の一手段であると考えているに違いない。

2002年の日韓共同開催のサッカーワールドカップと世界に広がる韓流ブームにより、韓国語学習者数は爆発的に増加した。こうした状況に応えるために、韓国は2011年4月14日に韓国語普及に関する法律を全面改正した。韓国の国語基本法第19条をみると、韓国政府は韓国

2012年9月5日受理

*尚綱学院大学 非常勤講師

¹⁾ 友沢昭江「日本と韓国における自国語普及施策の比較」『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻第3号、2008、p.35.

語を学習しようとする外国人と在外同胞（在外韓国人）のために、韓国語の教育課程と教材を開発するとともに、韓国語教育に関する専門家を養成するなど、韓国語普及に必要な事業を施行すべきであり、第2言語あるいは外国語としての韓国語普及を効率的に遂行するために世宗²⁾ 学堂財団を設立すると記されている。また、2009年には、韓国の国家競争力を強化するために「ハングル」を取り上げ、いわゆる世宗事業（King Sejong Project）がスタートするなど、韓国語普及への動きが活発化されている。

そこで本稿では、海外における韓国語教育の特徴を追究するとともに、「SEJONG 学堂」を中心に韓国語教育機関の共同ブランド化の推進過程を分析し、その成果と限界を明らかにする。そのうえで、韓国語教育のグローバル化の現状を考察する。

2. 用語の定義

本稿では、在外同胞、在外韓国人、韓国語教育とともに、韓国学校、韓国教育院、そしてハングル学校など、馴染みのない用語が出てくる。ここでは、まず、これらの用語がどのような意味で使用されているのかを明らかにすることからはじめたい。

2-1. 在外同胞（在外韓国人）

韓国の「在外同胞財団法」³⁾には、在外同胞が、「大韓民国国民として外国に長期滞在したり外国の永住権を取得したりする人、また国籍に関係なく韓民族の血統を持っている人として外国で居住・生活する人」と定義されている。要するに、在外同胞とは、韓国国籍を有してい

表1 世界の韓国人の居住統計（2011年1月現在）

No.	国名	市民権者と永住権者	滞在者	計(人)	No.	国名	市民権者と永住権者	滞在者	計(人)
1	中国	2,340,129	364,865	2,704,994	14	ドイツ	14,228	17,290	31,518
2	米国	1,558,444	618,554	2,176,998	15	ニュージーランド	16,362	12,058	28,420
3	日本	788,298	116,508	904,806	16	アルゼンチン	21,760	594	22,354
4	カナダ	188,617	42,875	231,492	17	キルギスタン	17,328	902	18,230
5	ロシア	213,273	5,683	218,956	18	タイ	167	17,333	17,500
6	ウズベキスタン	171,300	2,300	173,600	19	シンガポール	1,984	14,666	16,650
7	オーストラリア	72,620	59,667	132,287	20	マレーシア	44	14,365	14,409
8	カザフスタン	105,344	1,786	107,130	21	香港	4,108	9,499	13,607
9	フィリピン	783	95,849	96,632	22	ウクライナ	12,734	319	13,053
10	ベトナム	2	83,638	83,640	23	グアテマラ	3,101	9,817	12,918
11	ブラジル	48,748	2,025	50,773	24	フランス	3,054	9,630	12,684
12	イギリス	13,009	33,820	46,829	25	メキシコ	2,483	9,317	11,800
13	インドネシア	467	35,828	36,295	26	その他 139 カ国（1万人未満）			91,175
総計(人)		海外同胞の総数(164カ国)						7,268,750	

資料：韓国外交通商部「在外同胞現況」2011年より筆者作成。

²⁾ 世宗（セジョン）は、朝鮮王朝の第4代国王。ハングル（訓民正音）の制定を行ったことで知られ、朝鮮王朝の歴代君主中もっとも優れた君主とされる。本稿では世宗学堂を「SEJONG 学堂」と表記する。ちなみに、世宗学堂の英語表記は、「King Sejong Institute」である。

³⁾ 1997年3月に制定、2010年3月に改正された法律である（法律第10096号）。

る在外韓国人をはじめ居住国国籍を持ちながら外国で活動する韓民族を含む概念である。もちろん、在日同胞は日本に居住する在外同胞を示す用語である。

表1に示した統計は、在外同胞（在外韓国人）の居住統計である。これをみると、2011年現在、世界164カ国で約730万人の在外同胞が暮らしていることが分かる。この人数は韓国人口の約15%に至る規模であるが、中国、米国、日本、そして旧ソ連地域に集中されている。

2-2. 韓国語教育

「韓国語教育」とは、韓国語を第2言語あるいは外国語として教える活動のことであり、第2言語は日常生活で実際に使用する母国語以外の言語を指し、外国語は留学や旅行などの一時的な活動で暫定的に使う言語を示すとされている⁴⁾。言い換えれば、韓国語教育の対象が在外同胞（以下は、在外韓国人とする）の場合は「第2言語」、外国人の場合は「外国語」であると理解すればよいだろう。

したがって、世界の中の韓国語教育と言えば、表1で示した海外に住んでいる約730万人の在外韓国人に対する母国語あるいは民族語としての韓国語教育と、韓国内及び世界の各地域に住んでいる外国人を対象とする韓国語教育に分けて考えることができる。

2-3. 在外教育機関

韓国の「在外国民の教育支援等に関する法律」の第2条によれば、在外教育機関とは、在外国民に学校教育および生涯学習等を実施するために外国に設立された韓国学校・韓国教育院・ハンゲル学校などの教育機関を指している。

まず、韓国学校は、在外韓国人に初中等教育法による学校教育を実施するために教育科学技術部（日本の文部科学省に当たる）長官の承認を得て、外国に設立された教育機関のことであり、全日制正規学校として韓国の教育課程をもとに現地の事情に合わせた教育課程で運営されている教育機関のことである。

次に、韓国教育院とは、在外韓国人と現地人を対象として韓国語と韓国文化等を教育する教育機関であり、韓国教育科学技術部が主体となって運営されている。韓国教育院の主な業務として、韓国語と韓国文化の普及、ハンゲル学校の教育活動支援、韓国人留学生の相談および指導、外国人留学生の誘致活動、海外教育情報の収集および報告などが挙げられる。これらの業務を遂行するにあたり必要となる経費の全部あるいは一部を韓国政府（教育科学技術部）から貰うことができる。

三つ目のハンゲル学校は、在外韓国人に韓国語、韓国歴史及び韓国文化等を教育するために、在外韓国人団体等が自発的に設立・運営している定時制週末学校であり、当該地域を管轄する韓国在外公館に登録した学校である。主に、現地の教会を中心に教育活動が行われ、2011年12月現在、120ヶ国に約1900箇所のハンゲル学校があり、学生数は約11万人、教師は約15万人にまで至っている⁵⁾。

⁴⁾ PARK-Youngsun 「韓国語教育の現況と課題」『国語教科教育研究』、国語教科教育学会、2004、p.17.

⁵⁾ 教育文化チーム『地域別ハンゲル学校の運営実態』在外同胞財団、2011、p.7.

3. 在外韓国人のための韓国語教育

前述のように、世界の中の韓国語教育とは、在外韓国人のための韓国語教育と外国人のための韓国語教育と大きく分けられる。後者の外国人のための韓国語教育は、さらに韓国滞在中の外国人と外国に住む外国人に分けることができる。韓国滞在中の外国人のための韓国語教育機

表2 海外における韓国語教育学校の状況（2011年12月現在）

地 域	韓国学校		韓国教育院		ハングル学校 数
	数	学 校 名	数	教育院名	
日本	4	建国（小中高）、金剛学園（小中高）、 京都国際（中高）、東京韓国（小中 高）	15	札幌、仙台、長野、埼玉、千葉、 東京、神戸、京都、大阪、奈良、 岡山、広島、下関、福岡	144
米国	0		6	ロサンゼルス、ニューヨーク、サ ンフランシスコ、シカゴ、ワシ ントンDC、ヒューストン	952
カナダ	0		1	カナダ	98
イギリス	0		1	イギリス	20
フランス	0		1	フランス	14
ドイツ	0		1	ドイツ	31
オーストラリア	0		1	シドニー	47
ニュージーランド	0		1	ニュージーランド	13
カザフスタン	0		1	アルマトイ	51
ウズベキスタン	0		1	タシュケント	73
キルギスタン	0		1	ビシュケク	3
ロシア	1	モスクワ	4	ロストフ・ナ・ドヌ、ウラジヴォ ストーク、ハバロフスク、サハリ ン	94
中国（香港）	10	北京、天津、大連、延辺、上海、 連帯、青島、瀋陽、無錫、香港	0		65
台湾	2	台北、高雄	0		4
フィリピン	1	フィリピン	0		16
インドネシア	1	ジャカルタ	0		8
タイ	1	バンコック	1	タイ	3
ベトナム	2	ハノイ、ホーチミン	0		4
シンガポール	1	シンガポール	0		1
イラン	1	テヘラン	0		1
サウジアラビア	2	ジッダ、リヤド	0		3
エジプト	1	カイロ	0		1
パラグアイ	1	パラグアイ	1	パラグアイ	3
アルゼンチン	1	アルゼンチン	1	アルゼンチン	19
ブラジル	1	ブラジル	1	サンパウロ	28
その他の地域	0		0		172
合計	30	15カ国	38	16カ国	1,868

資料：①「在外韓国教育院の現況」韓国教育科学技術部，2012.②教育文化チーム『地域別ハングル学校の運営実態』在外同胞財団，2011.などより筆者作成。注：韓国教育院のデータは2012年7月現在のものである。

関としては、大学付属教育機関と韓国の各地域にある多文化家族支援センターと外国人勤労者支援センターなどがある。その内、大学付属教育機関としては、1959年に開設された延世大学韓国語学堂をはじめ、1969年ソウル大学語学研究所、1986年高麗大学民族文化研究所韓国語文化研究部、1988年梨花女子大学言語教育院、1989年鮮文大学韓国語教育院、1990年西江大学国際生涯教育院、1993年慶熙大学国際教育院など、2012年現在、80余カ所の大学が外国人のための韓国語教育機関を運営している。

本章では、在外韓国人のための韓国語教育の概要とその特徴について考察し、次章では、外国人のための韓国語教育の現状と展望について追究することにした。

世界各地に住む在外韓国人に母国語あるいは民族語として韓国語を教える教育機関は、表2に示したように、韓国学校、韓国教育院、ハングル学校の3種類に分類される。

3-1. 韓国学校の現状とその特徴

在外韓国人の子供（小中高生）向けの学校である韓国学校は、各学校の設立背景が自発的か、そうではないかによって大きく二つに分けてみることができる。

一つは、当該地域の在外韓国人が子供たちに韓国語を教育する目的で自発的に設立した学校である。表2で示した日本にある韓国学校の内、大阪の建国韓国学校（小中高）、及び金剛学園韓国学校（小中高）⁶⁾、そして京都国際韓国学校（中高）⁷⁾は、植民地時代に強制徴用や生活苦を乗り越えるための出稼ぎなど様々な理由でやむなく日本に来られた韓国人の子孫が多く通う学校である⁸⁾。また、表2で示した中国にある韓国学校は、1988年に設立された香港韓国国際学校を除けば、1992年の中韓国交正常化以後に設立された学校である。その内、大連や延辺など旧満州地域にある韓国学校は、植民地時代に朝鮮半島の故郷を離れて旧満州地域に居住していた韓国系の子孫の生徒たちが通っている所である。

もう一つは、日本の東京韓国学校（小中高）、中国の北京・上海・青島・香港などの韓国学校、そして台湾、東南アジア、中東、南米などの韓国学校である。このタイプに分類される韓国学校は、韓国の高度経済成長とともに多くの韓国人が通商、外交、留学、海外派遣などの理由で海外に移って暮らすことになった人々の子供たちが大半を占める学校である。

3-2. 韓国教育院の現状とその特徴

前項で述べた小中高生向けの韓国学校とは別に、韓国教育院は韓国教育科学技術部が運営する成人向けの韓国語教育機関である。日本にある韓国教育院の多くは1960年代に、北米と中南米、そしてヨーロッパにある韓国教育院は1980年代に、そして旧ソ連地域にある韓国教育院は1990年以降に設立された。これらの地域における韓国教育院設立の背景として、1965年の日韓国交正常化、1970～80年代の韓国の高度経済成長、そして1990年以降に韓国と旧ソ連圏の国々との国交正常化などが挙げられる。

在外韓国人が最も多く住んでいる北米では、1980年に設立されたロサンゼルス韓国教育院をはじめ7箇所の教育院がある。また、旧ソ連地域では、1991年設立のカザフスタン・アル

⁶⁾ 1946年、大阪の建国と金剛学園が設立され、韓国政府は1961年に認定した。

⁷⁾ 学校設立（1947年）、韓国政府認定（1961年）

⁸⁾ 日本には、韓国系の韓国学校とは別に、2010年現在、北朝鮮系の朝鮮学校が60校余りあるが、朝鮮学校に関しては別の論文で明らかにする。

マタイ韓国教育院など7箇所があり、ヨーロッパの3箇所を合わせて、2012年7月現在、合計16カ国38箇所の韓国教育院が運営されている（表2参照）。

3-3. 韓国学校と韓国教育院の分布

ここで、表2で示した韓国学校と韓国教育院の分布を見てみると、北米・ヨーロッパ・オーストラリア・ニュージーランドなどの地域には子供向けの韓国語教育施設の韓国学校がなく、成人向けの韓国教育院だけが運営されている。なぜなら、韓国社会は英語第一主義の社会へと変貌しつつあり、英語の実力イコール出世の要であると信じ込んでいる人々が少なくないで、北米・ヨーロッパ・オーストラリア・ニュージーランドなどの地域で暮らしている在外韓国人は自分の子供を現地の学校に通わせており、韓国学校の必要性を感じていないからであると考えてよい。

ところが、日本と南米には韓国学校と韓国教育院の両方が開設されている。南米の場合は、農業移民の子孫が多いので成人向けの韓国教育院による社会教育として韓国語教育が必要とされ、また、1990年代以後、韓国企業のこの地域への進出が顕著となり、韓国学校の設立の必要性が高まった結果、両方の韓国語教育施設が設けられたと考えられる。

最近の10数年間では、中国、東南アジアなどへの韓国企業の進出が目立つようになり、バンコク韓国国際学校（2001年）、フィリピン韓国学校（2005年）、青島韓国学校（2006年）、無錫韓国学校（2006年）、ハノイ韓国学校（2006年）など、現地駐在員の子供たちが通う韓国学校の設立が後を絶たない状況である。

3-4. ハングル学校の現状とその特徴

前述のように、ハングル学校は主として現地の教会が中心となり、在外韓国人に韓国語を教えているが、多くの場合は10人前後の超ミニ学校から300人前後の正規学校規模に至るまで偏差が非常に大きい。また、受講生も幼稚園生から成人まで多様な年齢層が見られる。受講生の中には、再び韓国に戻る駐在員の子供、現地で生まれ育った在外韓国人の子供、国際結婚をした夫婦の子供、そして現地人たちも含まれている。

表2に示したように、約1900箇所のハングル学校はその規模や運営方式などがさまざまであるが、おおよそ次のように運営されている⁹⁾。

- ・運営主体：在外韓国人団体、教会などの宗教団体
- ・教育時間：週平均3～4時間（主に週末）
- ・教育科目：韓国語、韓国の歴史と文化
- ・教室：在外韓国人団体の建物、教会など宗教施設、現地正規学校の賃貸
- ・運営財源：在外韓国人団体の寄付金、学生授業料、ボランティア活動
- ・教師：在外韓国人（教職経験者）、韓国人留学生
- ・受講学生：幼児（19%）、小学（43%）、中学（16%）、高校（8%）、成人（14%）
- ・教材：韓国教育科学技術部検定済教科書、市販教材など

⁹⁾ 教育文化チーム前掲書，p.7.

2011年8月、漢陽大学（韓国安山市）で「2011年度在外ハングル学校の教師招聘ワークショップ」が開かれ、58カ国177箇所のハングル学校の教師たちが参加した¹⁰⁾。彼らはハングル学校を運営する上で最も大きな問題点として、有能な教師と教室の確保、現地実情に合わせた教材の不備、劣悪な財政状況などを挙げ、さらなるハングル学校の進展のためには韓国政府の協力と支援が欠かせないと語っている¹¹⁾。

4. 韓国語教育機関の共同ブランド化

この章では、前章で述べた韓国語教育機関とは別に、「韓国文化院」を中心に韓国語を普及させようとする韓国政府の動きに焦点を絞り、韓国語教育のグローバル化戦略の特徴を分析しておく。韓国政府は1979年に東京韓国文化院をはじめ、2012年7月現在、世界20カ国24箇所の韓国文化院を設置し運営している。「韓国文化院」とは、韓国文化の情報発信と伝統から現代に至る文化を世界各地域に紹介することをはじめ、韓国と各地域との交流、そして現地住民のための韓国語教育などを遂行している文化体育観光部関連機関である。

2009年1月3日、韓国の国務総理¹²⁾に韓国政府の複数の省庁¹³⁾が共同作成した「韓国語普及の拡大と世界化計画」という題の報告書が提出された。この報告書は、「海外の韓国語普及に関する統合インフラ構築」の一環として、「海外にある韓国語教育機関のブランド統合あるいは共同ブランド開発」という課題を提起したものである。

当時、海外にある韓国語教育機関を管轄・支援する省庁がいくつかに分かれていたため、縦割り行政となっていた。例えば、文化体育観光部が「韓国文化院（SEJONG 学堂）」を、教育科学技術部が「韓国教育院」と「韓国学校」を、そして外交通商部が「ハングル学校」をそれぞれ管轄するシステムであった。したがって、各省庁は当該韓国語教育機関をそれぞれ支援していたため、海外における韓国語教育には重複や混線が避けられない状況にあったといえる。例えば、海外にある韓国語教育機関に供給されていた韓国語教材は標準化されず、各省庁が各々の韓国語教材を開発し、管轄の韓国語教育機関に供給するシステムであった。さらに、海外にある韓国語教育機関に派遣する韓国語教員を養成するシステムにおいても、外交通商部は在外同胞財団、教育科学技術部は国立国際教育院、そして文化体育観光部は国立国語院という各々の傘下機関を持っており、重複支援及び予算浪費の指摘も少なくなかった。

以上のような問題点を改善するために「韓国語教育機関のブランド統合あるいは共同ブランド開発」という課題が提起され、その後、数回にわたって具体的なプラン（案）が出された。

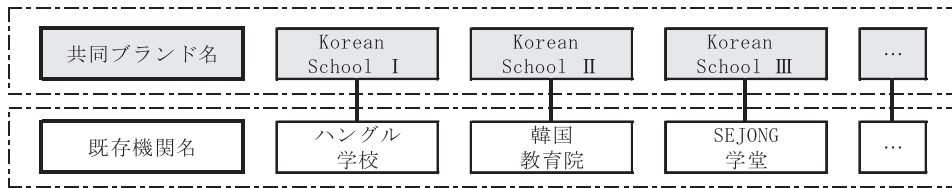
¹⁰⁾ 同上書, p.8.

¹¹⁾ 同上書, pp.8-10.

¹²⁾ 国務総理は、行政府の首班である大統領を補佐し、行政に関する大統領の命令を受け、各行政省庁を統括する機関、官職である。

¹³⁾ 教育科学技術部、外交通商部、法務部、文化体育観光部、知識經濟部、保健福祉家族部、労働部である。

4-1. 「(仮称) Korean School I、II、III」案



資料：CH0-Taelin「国家ブランドと韓国語教育政策」『ハングル』294, ハングル学会, 2011, p. 209. より筆者作成。

図1 「Korean School I、II、III」案の概念図

この「Korean School I、II、III」案は、前述のように2009年1月に韓国政府の複数の省庁が共同作成し、国務総理に報告した「韓国語普及の拡大と世界化方案」という報告書の中に掲載されているものである。この案の目的は、外国人が韓国語教育機関に手軽く簡単に接近できる環境を整えることにあった。したがって、この案は海外における韓国語教育の活性化を図るために、韓国語教育を一つの高級商品のような共同のブランドを開発・活用することを提案している。2009年1月現在、文化体育観光部が韓国語教育に対する共同ブランド化を推進・統括する省庁となったものの、具体的な「共同ブランド名称」はまだ定まらなかった。図1のように、「Korean School I、II、III」案では「共同ブランド名称」の後に「I、II、III」などのように数字を表記することにした。

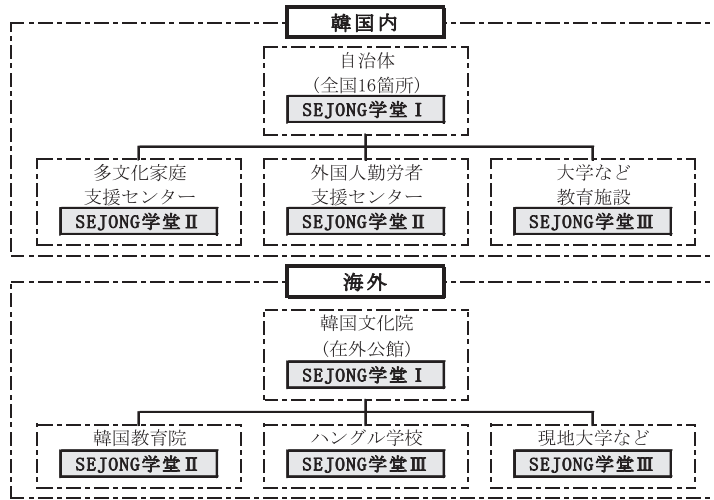
この「Korean School I、II、III」案では、まず、主に在外韓国人のための教育機関である「韓国教育院」の機能を拡大し、在外韓国人のみならず現地外国人向けの韓国語教育プログラムを水準別に開発・活用することを挙げている。具体的には、「韓国教育院」は外国にある韓国語科設置大学と協定を結び、当該大学の韓国語プログラムに現地住民が受講できるシステムを構築することを挙げている。

以上のように、この「Korean School I、II、III」案は、一見見れば急増しつつある世界各地の現地住民の韓国語学習に対応できる方法を提示しているように見えるが、その具現化までには解決しなければならない課題が少なくなかった。例えば、韓国語教育機関の名称を統一してブランド化を図る、いわば「共同ブランド化」課題では、「韓国教育院」や「SEJONG 学堂」のような既存名称を使用すべきかどうか、また、「既存名称」と「共同ブランド」を併用すべきかどうか、などが曖昧模糊としたままであった。

現に、「韓国教育院」や「SEJONG 学堂」などの各機関の教育対象（在外韓国人あるいは現地外国人）と教育内容は千差万別であり、また、韓国語教材と教育内容・課程の統一性もない状況下で「名称ブランド」だけを統一するという「Korean School I、II、III」案は座上の空論に過ぎなかったかもしれない。

仮に、この案が採択され実施されたとすると、例え「名称ブランド」が統一できたとはいえ、その後も各省庁が独自で韓国語教材の開発・普及、韓国語教員の再教育、そして研修プログラム運営などを実施できるという体制が続くなら、わざわざ「共同ブランド化」を推進する意味がなくなってしまう。結局、この案は採択されず、改善案が求められたのである。

4-2. 「SEJONG 学堂 I、II、III」案



資料：国語民族文化課報道資料「韓国語教育機関の名称の統合案」文化体育観光部，2009年10月，p. 2. より筆者作成。

図2 「SEJONG 学堂 I、II、III」案の概念図

「SEJONG 学堂 I、II、III」案は、前項で述べた「(仮称) Korean School I、II、III」案を体系化かつ具体化したものである。「韓国語教育機関のブランド統合と共同ブランド化」に関連し、国家競争力強化委員会¹⁴⁾(2009年6月24日)と国家ブランド委員会¹⁵⁾(同年7月22日)が提案した内容は以下のようなものである¹⁶⁾。国内外を問わず、韓国語教育機関の名称を「SEJONG 学堂」に統一し、「ハングル学校」、「韓国教育院」、「韓国文化院」などの韓国語講座名称を「SEJONG 学堂」とする。そして「SEJONG 学堂」はその規模などから3種類に分けられる。

図2のように、「SEJONG 学堂 I」は、国内外の現地拠点として「韓国文化院」などの在外公館や国内地方自治体に設置され、管轄下の「SEJONG 学堂 II」あるいは「SEJONG 学堂 III」に教員研修と教材供給などの支援を行う施設を意味する。「SEJONG 学堂 II」は、韓国政府が直接設立した「韓国教育院」などの韓国語教育機関を指し、一種の直営店タイプと言えるが、韓国政府から教育課程及び教材供給、教員研修、運営費補助などの支援を受けることができる。最後に「SEJONG 学堂 III」とは、韓国政府が適格性の審査を申請した民間の韓国語教育施設を審査・承認する一種の加盟店タイプであり、「SEJONG 学堂」のブランドを使用することができるとともに、韓国政府から教育課程及び教材供給、そして教員研修などの支援を受けられる施設をいう。

この案は韓国語を韓国の代表ブランドとして捉え、国家競争力を高めることを目的とし、韓

¹⁴⁾ 2008年2月李明博政権の発足とともに、国家競争力の強化を目的とし、大統領直轄機関として「国家競争力強化委員会」が創設され、毎月1回のペースで大統領も参加する本会議が開かれている。この委員会では、成長潜在力を培養・拡充し、国家競争力を強化していくとしている。

¹⁵⁾ 2009年1月、国家ブランドの体系的な管理を目的とし、大統領直轄機関として「国家ブランド委員会」が創設された。主な機能は、①国家ブランドに関連し、政府のコントロールタワー機能②国家ブランドに関連する政策事業を効率的に遂行するための支援③国民の提案によるアイデアの発掘、などである。

¹⁶⁾ 韓国文化体育観光部報道資料「韓国語普及機関が『世宗学堂』に新しく生まれます」, 2009年10月1日。

国語に対する認知度をアップさせること、韓国語受講者の教育機関への容易な接近性、そして韓国語教員や教材の統合的な支援体系を確立することなどが目標として定められた。また、多数の韓国語教育機関の名称を「SEJONG 学堂」に統一し、「韓国語教育」イコール「SEJONG 学堂」という一貫したイメージをつくるとともに、省庁ごとにバラバラであった韓国語教育課程を標準化し、韓国語教育のブランド価値を高めようとしたといえる。

「SEJONG 学堂Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」という名称は、「韓国教育院」などの既存韓国語教育機関の名称と並行して使用することができるので、関連行政機関の組織を変更しなくて済むというメリットがあったといえよう。しかし、この案にはいくつかの曖昧模糊とした箇所があった。例えば、「SEJONG 学堂Ⅰ」の場合、単なる「SEJONG 学堂Ⅱ、Ⅲ」を管理・支援する施設であるのか、そうではなく、直接韓国語教育も遂行する施設であるか、などである。このように、3種類の「SEJONG 学堂」を分類する基準が不明瞭であったので、各施設の機能を見出すことも困難となったのである。

4-3. 「SEJONG 学堂－認証 SEJONG 学堂」案

「SEJONG 学堂－認証 SEJONG 学堂」案¹⁷⁾は、前項で調べた「SEJONG 学堂Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」案の問題点を改善する目的で用意されたものである。

表3で示す通り、この案では、まず、「SEJONG 学堂」と「認証 SEJONG 学堂」という名称を使用している。前者は、外国にある韓国語教育施設や韓国語教育プログラムの申請を受け、韓国政府が「SEJONG 学堂」としての適格性を審査し設立する施設であり、設立後には韓国政府から予算などの支援を受けることができる所である。後者は、韓国と海外がその対象地域となるが、申請から設立までの手続きは前者と同様であり、設立後には韓国政府から予算の支援を受けることができないものの、教材と教員研修などの支援を受けられる施設である。なお、「認証 SEJONG 学堂」はその性格によって一括認証と選択認証に分けられる。

ところが、この案でも「SEJONG 学堂」と「認証 SEJONG 学堂」を区分する基準が曖昧模糊である。事実上、「SEJONG 学堂」と「認証 SEJONG 学堂」を区分する唯一の基準は、韓国

表3 「SEJONG 学堂－認証 SEJONG 学堂」案の概要

名 称	SEJONG 学堂		認証 SEJONG 学堂	
	対 象	予 算	運 営	認 証
対 象	・外国の教育施設 ・外国の教育プログラム	・支援あり	・当該外国施設	・国内外の教育施設 ・国内外の教育プログラム
予 算		・支援なし		・支援なし
運 営		・韓国政府		・当該民間施設
認 証		・一括認証		・選択認証
関連施設	・大学付属施設 ・教育施設 ・その他	・韓国文化院 ・韓国教育院 ・その他		・ハングル学校 ・多文化家族支援センター ・外国人勤労者支援センター ・民間施設など

資料：「認証 SEJONG 学堂の運営ガイドライン」文化体育観光部，2010年4月，pp.1-6.より筆者作成。

¹⁷⁾ 2010年2月2日、第1回 SEJONG 学堂推進会議が開かれ、文化体育観光部、教育科学技術部、外交通商部、労働部、保健福祉家族部などの関連省庁が討議した結果、出されたものである。

政府が予算を支援するか否かである。さらに、「認証」という表現がもたらした誤解による混乱も発生した¹⁸⁾。

この案が示す実質的な内容では、その規模の側面からみる限り、「SEJONG 学堂」がより大きい規模を持つ教育施設であり、「認証 SEJONG 学堂」は最小限の運営要件¹⁹⁾を整えた教育施設や教育プログラムである。また、「認証 SEJONG 学堂」は規模面では「SEJONG 学堂」に及ばないが、メリットとしては、「SEJONG 学堂」名称を使用することができること、教育課程と教材の支援を受けられること、「ヌリー SEJONG 学堂」²⁰⁾ - インターネット上の「SEJONG 学堂」 - を利用・活用できる権限を持つこと、そして教員再教育および研修の支援を受けられることなどが挙げられる。

この案に基づいて韓国語教育施設として「SEJONG 学堂」と「認証 SEJONG 学堂」が設立され、2010年の1年間ほど運営されていたが、その後、次項で述べる「SEJONG 学堂 - SEJONG 教室」体制へと変わったのである。

4-4. 「SEJONG 学堂 - SEJONG 教室」案

「SEJONG 学堂 - SEJONG 教室」案²¹⁾は、「韓国語教育施設の共同ブランド化」を目指し、2011年の年の初めに提案されたが、前項で述べた「SEJONG 学堂 - 認証 SEJONG 学堂」案の問題点を改善するための代案として提示されたものである。

この案には韓国語教育施設の名称として「SEJONG 学堂」と「SEJONG 教室」が現れる。表4に示すように、「SEJONG 学堂」は、SEJONG 学堂本部²²⁾が提供する運営指針、教育課程、

表4 「SEJONG 学堂 - SEJONG 教室」案の概要

名 称	SEJONG 学堂	SEJONG 教室
管轄省庁	・文化体育観光部	・その他の省庁及び傘下機関
対 象	・韓国語教育施設及び講座	・韓国語教育施設及び講座
標 準 化	・運営ガイドライン、教育課程と教材、教育管理システムなどを含むレベルの高い標準化	・教育課程と教材程度のレベルの低い標準化
例 示	・韓国文化院 ・独立施設 ・大学付属教育施設	・韓国教育院 ・多文化家族支援センター ・外国人勤労者支援センター

資料:CHO-Taelin「国家ブランドと韓国語教育政策」『ハングル』294, ハングル学会, 2011, p.215. より筆者作成。

¹⁸⁾ 「認証」という表現について、SEJONG 学堂本部が対象教育施設や講座の教育活動成果を保証するという風に過大解釈された。それ故に、「認証 SEJONG 学堂」が「SEJONG 学堂」よりレベルの高い教育を実施する所であるという誤解が現れたのである。

¹⁹⁾ 「認証 SEJONG 学堂」の設立要件はおよそ以下の通りである。①教室は最小15人から20人くらいの学生たちが授業を聴ける規模であること、また、教室数は該当教科課程に合うように用意すること。②教員会議、教材開発、書類整理、そして教員の休憩所を含む教務室があること。③韓国語教育に関連した教材、書籍、CD、DVDなどの教育資料を共有できる資料室があること。④受講者の休憩空間を確保すること。資料:「認証 SEJONG 学堂の運営ガイドライン」韓国文化体育観光部, 2010, pp.1-6.

²⁰⁾ 韓国語教育および韓国文化教育に関する統合情報を提供し、韓国語学習者と韓国語教員および「SEJONG 学堂」運営者のための教育管理システムを提供するインターネット上の「SEJONG 学堂」である。
(http://www.sejonghagdang.org/nuri/sjc/SJC_Main)

²¹⁾ 報道資料「2011年度文化体育観光部の事業計画」, 韓国文化体育観光部, 2010年9月30日, pp.5-6.

²²⁾ 韓国文化体育観光部の支援を受け、SEJONG 学堂の指定と運営を委託・管理する機関のことである。

教材、そして教育管理システムによる高いレベルの運営システムが要求される施設である。一方、「SEJONG 教室」は、教育課程と教材に限って「SEJONG 学堂」と同じ運営プログラムを使用し、それ以外の教育管理システムなどは該当教育施設の特性と状況に合わせて自律的に運営する教育施設である。

この案は、「韓国語教育機関の共同ブランド化」に対する省庁間の意見調整にも役立つものである。というのは、各省庁では既存の韓国語教育機関が他の省庁との統合によって閉鎖されたりすることを恐れていたからである。要するに、省庁間の統廃合なしに韓国語教育施設の名称だけを「SEJONG ○○」に統一するという意味になる。表4のように、文化体育観光部所属の韓国文化院などの名称は「SEJONG 学堂」とし、文化体育観光部以外の省庁所属および傘下にある韓国教育院、ハングル学校、多文化家族支援センターなどの名称を「SEJONG 教室」とする。また、「SEJONG 教室」は「SEJONG 学堂」と同じ運営プログラムを使用しつつ、なお各省庁の特性に合わせて「SEJONG 教室」を運営する施設となる。

以上、2009年1月に「韓国語普及の拡大と世界化計画」が出された以後、その具体案に対する数回の修正を重ね、最終的には「韓国語教育機関の共同ブランド化」戦略として「SEJONG 学堂－SEJONG 教室」案が採択され、現在に至っている。

5. SEJONG 学堂（SEJONG 教室）の現況と展望

筆者は、自国語の海外普及が戦争抑止や世界平和に貢献できるという考えのもとでフランスをはじめ、世界主要国が自国語の普及に力を入れていると考える。自国語の普及のために設立された教育機関の代表的な例として、以下の国名とその他の説明（国名：教育機関名：設立年：設置現況）、イギリス：BRITISH COUNCIL：1934：110カ国250箇所、ドイツ：GOETHE-INSTITUT：1951：83カ国147箇所、フランス：ALLIANCE FRANCAISE：1964：137カ国1000余箇所、日本：日本語国際センター：1972：21カ国22箇所、中国：孔子学院：2004：96カ国322箇所、などがある（2011年現在）。中国の場合、教育施設の規模をもとに孔子学院（大）と孔子学堂（小）に分類しているが、韓国の「SEJONG 学堂」と「SEJONG 教室」の分類方法と類似している。

前述したように、最近の2～3年の間、韓国政府は韓国語教育施設の名称を「SEJONG 学堂」に統一し、国家競争力を高めるために韓国語教育のグローバル化に力点を置いてきたといえる。世界各地の「SEJONG 学堂」の数が、2010年22箇所から2012年7月には90箇所²³⁾まで増加している。これは、近年、世界各地における韓国ドラマやケイ・ポップ（K-POP；韓国大衆音楽）による韓流ブームの影響を受け、韓国語学習者が多く増えたことを物語っている。また、世界各地の教育施設等が「SEJONG 学堂」に指定されると、韓国政府から「SEJONG 学堂」の運営予算、教員養成及び再教育プログラム、教材、優秀な受講生への奨学金、「ヌリーSEJONG 学堂」の利用・活用などの支援を受けられるというメリットも作用したと考えられる。韓国文化体育観光部の第2次韓国語発展基本計画によれば、世界各地の「SEJONG 学堂」の総数を2012年の90箇所から、2014年には160箇所、2016年には200箇所にまで増やすとしている。

²³⁾ SEJONG 学堂が設置されている地域（箇所）は、日本（2）、中国（18）、台湾（1）、モンゴル（3）、東南アジア（16）、インド地域（6）、オセアニア地域（2）、中東（1）、アフリカ（4）、ヨーロッパ（16）、旧ソ連地域（9）、北米（5）、中南米（7）などである。韓国文化体育観光部報道資料（2012年7月23日）より。

また、表2に示した世界16ヶ国38箇所にある教育科学技術部所属の「韓国教育院」が、2013年からは文化体育観光部所属の「韓国文化院」に統合されることになっている²⁴⁾。したがって、50年近く主に在外韓国人に韓国語を教えてきた「韓国教育院」が「SEJONG 学堂」となり、在外韓国人のための韓国語教育機関から、グローバル化された韓国語教育機関として生まれ変わると思われる。さらに、2012年10月には、「SEJONG 学堂財団」が設立され、今や韓国語を普及させる前進基地ともいえる「SEJONG 学堂」の制度的運営基盤となり、韓国語教育の総括支援・管理機構として専門的かつ体系的に韓国語教育を支援することになる。

6. おわりに

以上、720万人にのぼる在外韓国人と世界各地の外国人のために行われている韓国語教育の特徴を追究した。また、「SEJONG 学堂」が韓国語教育機関の共同ブランドとして位置づけられた経緯を分析した。今後、「SEJONG 学堂」が韓国語を普及させる中枢教育機関として韓国語教育のグローバル化に欠かせない存在になるだろう。

一方、外国の言葉を学ぶということは、ただその言語を学習することだけではなく、そこに溶け込んでいる社会・文化の特性や価値を経験することでもある。そういう意味で、筆者は、教育科学技術部所属の「韓国教育院」が「韓国文化院」に統合され、韓国語と韓国文化を合わせて教育する施設として生まれ変わることには意義があると考えます。また、「SEJONG 学堂」が一層活性化されると、韓国語教育の対象者を在外韓国人と外国人に分けることなく、真の韓国語教育のグローバル化へと進展していくだろう。

しかし、筆者は、近年、韓国政府が韓国語教育の普及に力を入れ、それを一つの高級ブランド商品として扱い、国家競争力を高めようとする政策には少し疑問を感じる。なぜなら、韓国語教育のグローバル化が自国語を普及させるという文化政策ではなくなり、単なる経済政策の範疇に留まる恐れがあるからである。そうだとするならば、韓国語教育のグローバル化戦略は世界と韓国の景気に左右されやすくなり、一貫した政策の展開が困難となるだろう。したがって、韓国語教育のグローバル化の意義を、国家競争力を強化させるという商品扱いではなく、韓国が国際社会の平和と進歩を担う一員として新しい地位を築くことに貢献できる現象として捉えればよいだろう。

なお、本稿では、韓国国内における外国人のための韓国語教育の特徴、及び日本における朝鮮学校の現況などは考察することができなかったが、これらについては稿を改めて検討したい。

²⁴⁾ 2012年7月、これに関連する法律の改正案が国会会議を通過した。